

参考資料：旭川市在住の方が入所された場合
(旭川市養護老人ホーム被措置者費用徴収基準月額表より引用)

別紙

表1：入所者に適用される費用徴収基準月額

対象収入による階層区分	費用徴収基準月額	
	円	円
1	0～270,000	0
2	270,001～280,000	1,000
3	280,001～300,000	1,800
4	300,001～320,000	3,400
5	320,001～340,000	4,700
6	340,001～360,000	5,800
7	360,001～380,000	7,500
8	380,001～400,000	9,100
9	400,001～420,000	10,800
10	420,001～440,000	12,500
11	440,001～460,000	14,100
12	460,001～480,000	15,800
13	480,001～500,000	17,500
14	500,001～520,000	19,100
15	520,001～540,000	20,800
16	540,001～560,000	22,500
17	560,001～580,000	24,100
18	580,001～600,000	25,800
19	600,001～640,000	27,500
20	640,001～680,000	30,800

ご利用料金の例につきましては、裏面に記載しております。

21	680,001～720,000	34,100
22	720,001～760,000	37,500
23	760,001～800,000	39,800
24	800,001～840,000	41,800
25	840,001～880,000	43,800
26	880,001～920,000	45,800
27	920,001～960,000	47,800
28	960,001～1,000,000	49,800
29	1,000,001～1,040,000	51,800
30	1,040,001～1,080,000	54,400
31	1,080,001～1,120,000	57,100
32	1,120,001～1,160,000	59,800
33	1,160,001～1,200,000	62,400
34	1,200,001～1,260,000	65,100
35	1,260,001～1,320,000	69,100
36	1,320,001～1,380,000	73,100
37	1,380,001～1,440,000	77,100
38	1,440,001～1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	150万円超過額×0.9÷12月+81,100円(100円未満切捨て)

1. 対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した後の収入をいいます。
2. 3人部屋以上の多床室の場合は、費用徴収基準月額が、減額になる場合があります。
3. 費用徴収月額が、その月におけるその入所者に係る措置費の支弁額を超える場合にはこの表にかかわらず、当該支弁額とします。
4. 月の途中で入所し、又は退所したときは、日割り計算になります。

表2：扶養義務者費用徴収基準月額

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得 当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500円
C ₂	税非課税の者 当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600円
D ₁	A階層及びB階層を除き、前年分の所得 税課税の者であって、その税額の年額 区分が次の額であるもの	30,000円以下
D ₂		30,001～80,000円
D ₃		80,001～140,000円
D ₄		140,001～280,000円
D ₅		280,001～500,000円
D ₆		500,001～800,000円
D ₇		800,001～1,160,000円
D ₈		1,160,001～1,650,000円
D ₉		1,650,001～2,260,000円
D ₁₀		2,260,001～3,000,000円
D ₁₁		3,000,001～3,960,000円
D ₁₂		3,960,001～5,030,000円
D ₁₃		5,030,001～6,270,000円
D ₁₄		6,270,001円以上
		その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額

ご利用料金（例）

令和5年4月1日現在

（例1） 年金収入 0円 医療費 0円 社会保険料 0円（生活保護受給者の場合）

年金収入 0円－医療費 0円－社会保険料 0円＝対象収入 0円

対象収入 0円を費用徴収基準月額に定める対象収入による階層区分に当てはめると、
1階層に該当する為、費用徴収基準月額は0円/月。

（例2） 年金収入 500,000円 医療費 50,000円 社会保険料 50,000円（年金収入で入所の場合）

年金収入 500,000円－医療費 50,000円－社会保険料 50,000円＝対象収入 400,000円

対象収入 400,000円を費用徴収基準月額に定める対象収入による階層区分に当てはめると、
8階層に該当する為、費用徴収基準月額は9,100円/月。

（例3） 年金収入 800,000円 医療費 50,000円 社会保険料 50,000円（年金収入で入所の場合）

年金収入 800,000円－医療費 50,000円－社会保険料 50,000円＝対象収入 700,000円

対象収入 700,000円を費用徴収基準月額に定める対象収入による階層区分に当てはめると、
21階層に該当する為、費用徴収基準月額は34,100円/月。

（例4） 年金収入 1,000,000円 医療費 50,000円 社会保険料 50,000円（年金収入で入所の場合）

年金収入 1,000,000円－医療費 50,000円－社会保険料 50,000円＝対象収入 900,000円

対象収入 900,000円を費用徴収基準月額に定める対象収入による階層区分に当てはめると、
26階層に該当する為、費用徴収基準月額は45,800円/月。

（例5） 39階層対象収入 1,500,001以上の場合

年金収入 1,700,000円 医療費 50,000円 社会保険料 50,000円（年金収入で入所の場合）

年金収入 1,700,000円－医療費 50,000円－社会保険料 50,000円＝対象収入 1,600,000円

1,500,000 超過額＝1,600,000-1,500,000＝100,000 が超過額

超過額 100,000×0.9＝90,000

90,000÷12＝7,500

7,500+81,100＝88,600

上記の算定により、費用徴収基準月額は88,600円/月。